

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第2960号)

令和4年10月26日

横情審答申第2960号

令和4年10月26日

横浜市教育委員会 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会長 藤原 静雄

横浜市個人情報の保護に関する条例第53条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年10月28日教南指第349号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「学校いじめ防止対策委員会 会議録（特定年月日1）」ほか10件の個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定に対する審査請求についての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市教育委員会が、「学校いじめ防止対策委員会 会議録（特定年月日1）」ほかの別表1に示す保有個人情報を特定して一部開示とした決定のうち、別表4に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく、開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。また、「学校いじめ防止対策委員会 会議録（特定年月日2）」ほかの別表2に示す保有個人情報を特定して開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、「②横浜市立特定小学校在学中（2016年特定月～2019年特定月）におこなわれていた審査請求人に関わる会議。（議事録） ③特定医療機関 特定診療科 A医師との審査請求人に関わる電話の内容・会議。面接の議事録。学校いじめ防止対策委員会」の個人情報本人開示請求に対し、横浜市教育委員会（以下「実施機関」という。）が令和2年7月29日付で行った「学校いじめ防止対策委員会 会議録（特定年月日1）」ほか34件の別表1及び別表2に示す保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）を特定して行った個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定（これらを総称して、以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

本件保有個人情報については、横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「条例」という。）第22条第3号及び第7号に該当するため一部を非開示としたものであって、その理由は、次のように要約される。

- (1) 本件保有個人情報のうち、本人開示請求者以外の個人の言動、対応状況及び対応内容並びに聞き取り状況は、本人開示請求者以外の個人の情報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、又は開示することにより特定の個人の権利利益を害するおそれがあるため、条例第22条第3号本文に該当する。

なお、これらは、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (2) 本件保有個人情報のうち、非常勤職員の氏名、本人開示請求者以外の個人が推測される記載及び本人開示請求者以外の個人のイニシャルは、本人開示請求者以外の個人の情

報であって、開示することにより特定の個人が識別されるため、条例第22条第3号本文に該当する。

なお、非常勤職員の氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、本人開示請求者が慣行として知ることが予定されている情報とはいえないため同号ただし書アに該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しない。また、本人開示請求者以外の個人が推測される記載及び本人開示請求者以外の個人のイニシャルについても、同号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (3) 本件保有個人情報のうち、関係機関との情報共有内容、専門家の所見及び助言内容は、関係機関等が保有している情報について、相互の信頼関係に基づき、開示することを前提とせずに関係機関等の協力のもと収集した情報であり、審査請求人の母及び祖母（以下「保護者等」という。）並びに審査請求人（これらを総称して、以下「審査請求人等」という。）に対する専門家としての率直な見立て、審査請求人への指導内容・方針等が具体的に記載されている。このため、これらの情報を開示すると、関係機関等との信頼関係が損なわれ、同種の調査や支援等において関係機関等に対して連携や情報共有を求めても十分な協力や情報の提供を得られなくなるなど、今後の同様な調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第22条第7号に該当する。
- (4) 関係機関の出席者はその協力を得て出席しており、本件保有個人情報のうち、当該出席者に係る情報は、開示することを前提としていない。このため、開示すると関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同様な調査等に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第22条第7号に該当する。
- (5) 本件保有個人情報のうち、今後の取組事項のうち審査請求人等に対する所見、SSW（スクールソーシャルワーカー）の所見、学校の事案に対する所見並びに本人からの聞き取り内容による学校の所見は、その内容を明らかにすると、審査請求人等との関係性に影響を与え、今後の審査請求人等への支援の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため、条例第22条第7号に該当する。
- (6) 審査請求人の求める文書は全て特定した上で個人情報一部開示決定及び個人情報開示決定を行っており、このほかに、審査請求人の求める文書は存在しない。

4 審査請求人の本件処分に対する意見

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している本件処分に対する意見は、

次のように要約される。

- (1) 審査請求に係る処分を取り消し、対象文書の全部を開示するよう求める。
- (2) 横浜市立特定小学校におけるB校長等の特定医療機関特定診療科A医師との連絡・情報共有によって、適切な診断・治療が行われず審査請求人及びその家族に対し、長期に渡り肉体的・精神的苦痛を与えている。また、後遺症治療に（一生涯において必要であると考えられる。）必要不可欠である。
- (3) 関係機関との情報共有内容、専門家の所見及び助言内容並びに関係機関の出席者について、医療機関への情報提供、審査請求人が適切な診療を受けるためには適切なものが強く要請される。そして、情報提供の適正さを担保するための第一歩は提供内容の開示であることはいうまでもない。

「専門家としての率直な見立て。」との記載があるが、これは教員の一方的・恣意的な判断（いわば悪口）が客観的に裏付けもなく書かれているとの疑念がある。学校が信頼回復を図るには、まずは過去を率直に改めるべきである。

- (4) 非開示部分のうち、学校の所見等について、他の児童に関する部分はともかく、審査請求人に関する部分は、審査請求人の個人情報そのものであり、開示が強く要請される。

内容を明らかにすると関係性に影響するというが、開示されないと、どれだけひどい悪口を言われているのかと疑心暗鬼にならざるをえない。開示して、やりとりを明らかにする中でこそ、信頼関係を築き関係を改善することができると思う。

- (5) 平成28年特定月から平成31年特定月までの個人情報本人開示請求に対し、開示された「学校いじめ防止対策委員会 会議録」は、平成29年特定月日1から平成30年特定月日2までの会議録であり、当時会議が開かれていたかも信憑性に欠ける。
- (6) 医療機関への情報提供は、審査請求人が適切な診療を受けるためには適切なものが強く要請される。「専門家としての率直な見立て。」との記載があるが、これが教員の一方的・恣意的な判断（いわば悪口）によって医師が診断を誤り、適切な診断・治療を受けることができなかつたと考えている。そうであるのなら、開示することで信頼関係を築き関係を改善することで審査請求人が今からでも適切な診断・治療が受けられるように協力すべきではないのだろうか。

5 審査会の判断

- (1) いじめ対応に係る事務について

横浜市では、いじめ根絶に向け様々な取組を進めてきたが、平成25年に定められたいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）に基づき、いじめの防止等の取組を市全体で円滑に進めていくことを目指し、全ての子どもの健全育成及びいじめのない子ども社会の実現を方針とした横浜市いじめ防止基本方針を同年12月に策定している。

横浜市立学校においては、いじめ防止対策をはじめ、いじめを受けていると思われる場合や、いじめの訴えがあった場合には、この方針に基づき、対応している。

また、いじめの重大事態が発生した場合には、横浜市立学校は直ちに実施機関に報告し、事実関係を明確にするための調査及び再発防止に向けた取組を行っている。

(2) 本件保有個人情報について

ア 本件保有個人情報は、法第22条に基づいて横浜市立特定小学校に設置された「学校いじめ防止対策委員会」の審査請求人に係るいじめ事案（以下「本件事案」という。）に関する会議録、法第28条第1項に基づいて横浜市立特定小学校に設置された「特定小学校いじめ防止対策委員会」の本件事案に関する会議録並びに実施機関及び「特定小学校いじめ防止対策委員会」の委員と特定医療機関特定診療科の医師との本件事案に関する電話及び面会に係る記録であって、個人情報1から個人情報35までである。

(ア) 個人情報1から個人情報13まで及び個人情報20から個人情報32までは、それぞれ「学校いじめ防止対策委員会」の開催日ごとの会議録であり、日時及び場所、出席者並びに情報共有事項等の当該会議での確認・決定事項が記載されている。

(イ) 個人情報14から個人情報17まで及び個人情報33から個人情報35までは、それぞれ「特定小学校いじめ防止対策委員会」の開催日ごとの会議録であり、日時、出席者、議題、議事及び決定事項等が記載されている。

(ウ) 個人情報18は、横浜市立特定小学校のB校長等とA医師との電話連絡での会話の内容の記録であり、日付ごとに会話の内容が記録されている。

(エ) 個人情報19は、「特定医療機関 と C弁護士・D臨床心理士と 横浜市教育委員会南部学校教育事務所 共有版」と題する文書であって、「特定小学校いじめ防止対策委員会」の委員であるC弁護士及びD臨床心理士と特定医療機関のA医師及びE医師との本件事案に関する面会に係る記録である。個人情報19には、面会日時、聞き取り者及び記録者、面会における確認事項等が記載されている。

イ 実施機関は、本件保有個人情報のうち、別表3の「実施機関が非開示とした部分」欄に記載の非開示部分1から非開示部分13までの情報のうち、非開示部分1、非開示部分2、非開示部分5及び非開示部分9（これらを総称して、以下「非開示部分1等」という。）について条例第22条第3号に該当するとして、非開示部分3、非開示部分4、非開示部分6から非開示部分8まで及び非開示部分10から非開示部分13まで（これらを総称して、以下「非開示部分3等」という。）について同条第7号柱書に該当するとして非開示としている。

この点、非開示部分3等については、同条第7号に該当しない部分があるとしても、当該部分が同条第3号に該当することも考えられる。そこで、以下、まず非開示部分3等の同条第7号の該当性を検討し、次に非開示部分1等及び非開示部分3等のうち同条第7号該当性が認められない部分について、同条第3号の該当性を検討する。

(3) 条例第22条第7号の該当性について

ア 条例第22条第7号柱書では、「市の機関・・・が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、・・・当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

イ 実施機関は、非開示部分3等について本号柱書に該当すると主張しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 非開示部分3、非開示部分12及び非開示部分13は、関係機関との相互の信頼関係に基づき、開示することを前提とせずに関係機関の協力のもと収集した情報である。このため、これらの情報を開示すると関係機関との信頼関係が損なわれ、今後のいじめ防止対策及び対応の検討等並びにいじめに係る事実関係等を明確にするための調査（これらを総称して、以下「調査等」という。）において、関係機関に連携や情報共有を求めても、十分な協力や情報の提供を得られなくなるなど、同様な調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(イ) 非開示部分4は、参加を依頼した出席者に係る情報であり、開示することを前提としていない。このため、当該情報を開示すると関係者との信頼関係が損なわれ、今後の同様ないじめ防止対策及び対応の検討等に支障を及ぼすおそれがある。

(ウ) 非開示部分6から非開示部分8まで、非開示部分10及び非開示部分11は、記載時

点でのSSWや横浜市立特定小学校の所見に係る情報であり、内容を誤解して受け取られると、審査請求人等と実施機関との関係性に影響を与え、今後の本件事案に係る調査及び審査請求人等に対する支援の適正な遂行に支障が生じるおそれがある。

ウ 当審査会は、以上の実施機関の説明を踏まえ、本件保有個人情報を見分した上で、次のように判断する。

(7) 非開示部分3には、審査請求人等が本件事案に関して神奈川県警察特定警察署（以下「特定警察署」という。）に相談に行ったことについて、情報共有事項に特定警察署の職員から横浜市立特定小学校に対して連絡や説明があったことが、今後の取組事項に横浜市立特定小学校の警察対応の連携先として特定警察署の部署及び職員名が記載されていた。

この点、情報共有事項に係る記載は、特定警察署の職員が今後の動きや経緯を横浜市立特定小学校に説明したという一般的なものであって、情報を共有することで、特定警察署が横浜市立特定小学校の協力を円滑に得るためのものと考えられる。このため、当該記載を開示したとしても、今後、神奈川県警察が、実施機関に対して非協力的になるとは考え難い。

次に、今後の取組事項に係る記載は、横浜市立特定小学校が連携先と考えた特定警察署の部署及び職員名を記載したものに過ぎず、当該記載を開示したとしても、今後、神奈川県警察が、実施機関に対して非協力的になるとは考え難い。

したがって、非開示部分3は、開示することにより、今後の同様な調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められず、本号柱書に該当しない。

(イ) 非開示部分4には、「学校いじめ防止対策委員会」の出席者の所属及び氏名が記載されていた。

この点、当該出席者には、「学校いじめ防止対策委員会」に出席する権限や責務がないことから、実施機関からの参加の依頼に任意で応じたものと考えられる。このため、非開示部分4が開示されると、このような出席者が実施機関の要請に応じることを躊躇し、必要な情報が得られなくなることがあると認められる。

したがって、非開示部分4は、開示することにより、今後の同様ないじめ防止対策及び対応の検討等に支障を及ぼすおそれがある情報といえるため、本号柱書に該当する。

(ウ) 非開示部分6には、横浜市立特定小学校の審査請求人に対する支援の方向性が具体的に記載されていた。

このような記載が開示されると、審査請求人等と横浜市立特定小学校の考えに相違があった場合に、審査請求人等と実施機関との関係性が損なわれ、今後の実施機関の調査及び支援に支障を及ぼすおそれは否定できない。

したがって、非開示部分6は、本号柱書に該当する。

(エ) 非開示部分7には、今後の審査請求人の保護者への対応方針が記載されていた。

そして、当該対応方針は、いじめに係る保護者への対応方針としては一般的なものであった。そうすると、非開示部分7を開示することにより、今後の実施機関の調査及び支援の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるということとはできない。

したがって、非開示部分7は、本号柱書に該当しない。

(オ) 非開示部分8には、保護者等とSSWとの会話及びこれに係るSSWの所見が具体的に記載されていた。

このような記載が開示されると、保護者等とSSWとの考えに相違があった場合に、保護者等と実施機関との関係性が損なわれ、今後の実施機関の調査及び支援に支障を及ぼすおそれが生じる可能性は否定できない。

したがって、非開示部分8は、本号柱書に該当する。

(カ) 非開示部分10には、「特定小学校いじめ防止対策委員会」の調査に対する横浜市立特定小学校の意見が記載されていた。

このような記載が開示されると、審査請求人等と横浜市立特定小学校との考えに相違があった場合に、審査請求人等と実施機関との関係性が損なわれ、今後の実施機関の調査及び支援に支障を及ぼすおそれが生じる可能性は否定できない。

したがって、非開示部分10は、本号柱書に該当する。

(キ) 非開示部分11には、審査請求人が審査請求人以外の個人とともに、帰宅後にトラブルを訴えてきた旨及びその月日が記載されていた。

このような記載は単に事実を記載したものであって、開示されたとしても、今後の実施機関の調査及び支援に支障が生じるおそれがあるということとはできない。

したがって、非開示部分11は、本号柱書に該当しない。

(ク) 非開示部分12には、特定医療機関特定診療科A医師と横浜市立特定小学校の校長

等との電話での会話の内容が具体的に記載されていた。

このような記載が開示されると、医師と実施機関との信頼関係が損なわれ、医師が実施機関とのやり取りを拒むなど、同種の調査等において医師に対して連携や情報共有を求めても、十分な協力や情報の提供を得られなくなるなど、今後の同様な調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分12は、本号柱書に該当する。

- (ク) 非開示部分13には、特定医療機関特定診療科A医師及びE医師と「特定小学校いじめ防止対策委員会」の委員との面会において、当該委員が医師に確認した児童の情報が記載されていた。

このような記載が開示されると、医師と実施機関との信頼関係が損なわれ、同種の調査等において医師に対して連携や情報共有を求めても、十分な協力や情報の提供を得られなくなるなど、今後の同様な調査等の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、非開示部分13は、本号柱書に該当する。

- (4) 条例第22条第3号の該当性について

ア 条例第22条第3号本文では、「本人開示請求者以外の個人に関する情報・・・であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの・・・又は本人開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」については、当該保有個人情報を開示しないことができることを規定している。

もつとも、本号ただし書アでは、「法令等の規定により又は慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」について、本号本文で規定する開示しないことができる個人に関する情報から除くことを規定している。

イ そして、当審査会において非開示部分1等並びに条例第22条第7号柱書に該当しない非開示部分3、非開示部分7及び非開示部分11を見分したところ、次の事実が認められた。

- (ア) 非開示部分1は、審査請求人以外の個人の氏名、イニシャル、発言等に係る情報であって、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の

特定の個人を識別することができる情報である。

したがって、非開示部分1は、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるかを検討するまでもなく、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

- (イ) 非開示部分2は、特定の月日及び曜日における審査請求人以外の個人の行動に係る情報である。

このうち、当該個人の行動に係る部分は、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。また、本号ただし書アからウまでのいずれにも該当しない。

これに対して、当該行動に係る月日及び曜日は、それだけでは本人開示請求者以外の特定の個人を識別する情報に当たらず、また、本人開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがある情報にも当たらないから、本号本文に該当しない。

- (ウ) 非開示部分3は、特定警察署のスクールサポーターからの横浜市立特定小学校への連絡及び説明の内容並びにスクールサポーター及び警察職員の氏名に係る情報であって、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。

次に、特定警察署のスクールサポーターの氏名の本号ただし書の該当性であるが、神奈川県警察に確認したところ、スクールサポーターは神奈川県警察の会計年度任用職員であり、その氏名を公表する慣行はないとのことであった。このため、スクールサポーターの氏名は、本号ただし書アに該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

また、神奈川県警察の警察官の氏名の本号ただし書の該当性であるが、当該氏名は職位に応じて公表する慣行があるところ、非開示部分3記載の氏名について当該慣行により公表されているとは確認できず、当該氏名は、本号ただし書アに該当すると判断することはできない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

そして、特定警察署のスクールサポーターの横浜市立特定小学校への連絡及び説明の内容に係る情報の本号ただし書の該当性であるが、スクールサポーターは、神奈川県警察と学校及び地域との連携により少年の安全確保対策・非行防止活動等を

行う神奈川県警察の会計年度任用職員であるから、横浜市立特定小学校への報告及び説明に係る情報は、その職務の遂行に係る情報であって、当該職務遂行の内容に係るものであるといえる。したがって、特定警察署のスクールサポーターの横浜市立特定小学校への連絡及び説明の内容に係る情報は、本号ただし書ウに該当する。

- (エ) 非開示部分5は、SSV（スクールスーパーバイザー）の氏名である。したがって、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるため、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書の該当性であるが、実施機関の説明によれば、SSVは、横浜市立学校が抱える課題の解決を支援するために、実施機関の委託を受けて当該学校に派遣される臨床心理士等の専門家であって、横浜市職員ではないため、横浜市職員録に氏名は掲載されておらず、氏名を公表する慣行もないとのことである。そうすると、非開示部分5は、慣行として本人開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とはいえず、本号ただし書アには該当しない。また、本号ただし書イ及びウにも該当しない。

- (オ) 非開示部分7は、学校の方針を記載したものであり、本人開示請求者以外の個人に関する情報に当たらないことから、本号本文に該当しない。

- (カ) 非開示部分9は、学校支援員の氏名であり、本人開示請求者以外の個人に関する情報であり、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であるから、本号本文に該当する。

次に、本号ただし書の該当性であるが、学校支援員は横浜市立学校の抱える課題の解決のための支援等を行う非常勤職員であるから、その氏名は横浜市職員録に掲載されておらず、慣行として本人開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報とはいえないため、本号ただし書アに該当しない。また、当該情報は公務員の職又は職務遂行の内容に係る情報でもないから本号ただし書ウに該当せず、本号ただし書イにも該当しない。

- (キ) 非開示部分11は、審査請求人の個人に関する情報であるとともに審査請求人以外の者の個人に関する情報でもあるから、本人開示請求者以外の個人に関する情報であって、本人開示請求者以外の特定の個人を識別することができる情報であり、本号本文に該当する。もっとも、非開示部分11は、審査請求人が審査請求人以外の個

人とともに帰宅後にトラブルを訴えてきた旨の記載であり、このことは審査請求人も知っていることであるから、非開示部分11は、慣行として本人開示請求者が知ることができる情報であるといえ、本号ただし書アに該当する。

(5) 本件保有個人情報の特定の妥当性について

ア 審査請求人は、平成28年特定月から平成31年特定月までの個人情報本人開示請求に対し、開示された「学校いじめ防止対策委員会 会議録」は、平成29年特定月日1から平成30年特定月日2までの会議録であり、会議が行われていたかも信ぴょう性に欠ける旨を主張している。これは、本件保有個人情報以外にも特定すべき保有個人情報が存在しているとの主張と解されるので、本件保有個人情報の特定の妥当性について検討する。

イ 実施機関は、本件保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報は存在しないと説明しているため、不明な点について実施機関に説明を求めたところ、次のとおり説明があった。

(ア) 本件処分では、特定年月日1からの「学校いじめ防止対策委員会」会議録を開示している。この日の会議で、本件事案に係る「いじめ」の認知がなされており、それ以前に審査請求人に係る案件を同委員会で扱ったことはないから、特定年月日1より前の「学校いじめ防止対策委員会」会議録は存在しない。

また、「特定小学校いじめ防止対策委員会」が設置された後は、同委員会で学校調査が行われるため、「学校いじめ防止対策委員会」では、審査請求人に係る案件を取り上げていない。

(イ) 「学校いじめ防止対策委員会」の定例会議は、夏休み期間となる8月を除き、月に1回開催しているところ、特定年月日1から「特定小学校いじめ防止対策委員会」第1回会議が開催される特定年月日3までの各月の定例会の会議録は、全て特定し、開示している。また、定例ではない会議は、情報共有の必要がある場合に随時開催しているところ、その会議録も全て特定し、開示している。

(ウ) 「特定小学校いじめ防止対策委員会」は全7回であり、第1回会議から第7回会議までの全ての会議録を公開している。第7回目の会議は学校調査の報告書の内容検討を行うものであり、その会議録である個人情報35では、「必要であれば」次回会議を開催する旨の記載があるが、第8回以降の会議は開催していない。

(エ) 実施機関では、横浜市立特定小学校及び同小学校を所管する南部学校教育事務所で審査請求人に係る会議録を保有していないか確認したが、本件保有個人情報のほかに、審査請求人の求める保有個人情報は存在しない。

ウ 上記イ(ア)から(エ)までの実施機関の説明に不自然、不合理な点は認められない。また、審査請求人の求める保有個人情報の存在を推認させる事情もない。

したがって、本件保有個人情報以外に特定すべき保有個人情報は存在しないとの実施機関の説明は、是認できる。

(6) 白抜き処理の妥当性について

ア 実施機関は、別表2に示す対象保有個人情報のうち、審査請求人以外の個人に係るいじめ事案に関する記載については、審査請求人の「自己を本人とする保有個人情報」に当たらず、条例第20条第1項に基づく本人開示請求の対象とはならないとして、白く塗布した上で斜線を記入する処理（以下「白抜き処理」という。）を施して個人情報開示決定を行っている。

これに対して、審査請求人は、対象文書の全部を開示するよう求めると主張しているので、白抜き処理の妥当性について検討する。

イ 当審査会において別表2に示す対象保有個人情報を見分したところ、実施機関による白抜き処理が施された部分は、審査請求人以外の児童のいじめ事案について記載されており、審査請求人に係る記載はないことが認められた。

ウ したがって、当該白抜き処理が施された部分は、条例第20条第1項に基づき本人開示請求の対象となる「自己を本人とする保有個人情報」には当たらないため、別表2に示す対象保有個人情報に係る実施機関の白抜き処理は、妥当である。

(7) 審査請求人は、その他縷々主張するが、当審査会の判断を左右するものではない。

(8) 結論

以上のとおり、実施機関が別表1に示す保有個人情報を特定して条例第22条第3号及び第7号に該当するとして一部開示とした決定のうち、別表4に示す部分を非開示とした決定は妥当ではなく開示すべきであるが、その余の部分を非開示とした決定は妥当である。また、別表2に示す保有個人情報を特定して開示とした決定は、妥当である。

(第二部会)

委員 金子正史、委員 西川佳代、委員 飯島奈津子

別表1 個人情報一部開示決定に係る保有個人情報

一部開示に係る 決定通知書	対象保有個人情報	
個人情報一部開示 決定通知書 1	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 1)	個人情報 1
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 4)	個人情報 2
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 5)	個人情報 3
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 6)	個人情報 4
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 7)	個人情報 5
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 8)	個人情報 6
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 9)	個人情報 7
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 10)	個人情報 8
個人情報一部開示 決定通知書 2	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 11)	個人情報 9
個人情報一部開示 決定通知書 3	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 12)	個人情報 10
個人情報一部開示 決定通知書 4	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 13)	個人情報 11
個人情報一部開示 決定通知書 5	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 14)	個人情報 12
個人情報一部開示 決定通知書 6	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日 15)	個人情報 13

個人情報一部開示 決定通知書7	特定年度1 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 1回学校調査	個人情報14
個人情報一部開示 決定通知書8	特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 4回学校調査	個人情報15
個人情報一部開示 決定通知書9	特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 5回学校調査	個人情報16
	特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 6回学校調査	個人情報17
個人情報一部開示 決定通知書10	特定年月日16 (特定医療機関特定診療科ADr.より電話連絡)	個人情報18
	特定医療機関 と 特定弁護士・特定臨床心理士 と 横浜市教育委員会南部学校教育事務所 共有版	個人情報19

別表2 個人情報開示決定に係る保有個人情報

開示に係る 決定通知書	対象保有個人情報	
個人情報開示決定 通知書	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日2)	個人情報20
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日17)	個人情報21
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日18)	個人情報22
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日19)	個人情報23
	学校いじめ防止対策委員会 会議録 (特定年月日20)	個人情報24
	学校いじめ防止対策委員会 (定例) 会議録 (特定年月日21)	個人情報25
	学校いじめ防止対策委員会 (定例) 会議録 (特定年月日6)	個人情報26
	学校いじめ防止対策委員会 (定例) 会議録 (特定年月日22)	個人情報27
	学校いじめ防止対策委員会 (定例) 会議録 (特定年月日13)	個人情報28

学校いじめ防止対策委員会（定例）会議録 （特定年月日23）	個人情報29
学校いじめ防止対策委員会（定例）会議録 （特定年月日24）	個人情報30
学校いじめ防止対策委員会（定例）会議録 （特定年月日25）	個人情報31
学校いじめ防止対策委員会（定例）会議録 （特定年月日26）	個人情報32
特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 2回学校調査	個人情報33
特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 3回学校調査	個人情報34
特定年度2 特定小学校 いじめ防止対策委員会 第 7回学校調査	個人情報35

別表3 保有個人情報のうち実施機関が非開示とした部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	
個人情報1 個人情報2 個人情報3 個人情報4 個人情報5 個人情報6 個人情報7 個人情報8 個人情報9 個人情報10 個人情報12 個人情報15 個人情報16 個人情報17	審査請求人以外の個人に係る情報（非開示部分2、非開示部分5及び非開示部分9を除く。）	非開示部分1
個人情報1	審査請求人以外の個人の行動に係る情報	非開示部分2
個人情報9	特定警察署と横浜市立特定小学校との連絡に係る情報	非開示部分3
個人情報10	「学校いじめ防止対策委員会」の出席者に係る情報	非開示部分4
個人情報11	SSVの氏名	非開示部分5
	横浜市立特定小学校の支援体制に係る情報	非開示部分6

	横浜市立特定小学校の取組事項についての記載	非開示部分 7
個人情報12	S S Wの見解に係る情報	非開示部分 8
個人情報13	学校支援員の氏名	非開示部分 9
個人情報14	学校からの学校調査への要望等に係る情報	非開示部分10
個人情報15	当該児童に係る記載	非開示部分11
個人情報18	特定医療機関特定診療科 A 医師と特定小学校校長等との会話の内容に係る情報	非開示部分12
個人情報19	特定医療機関特定診療科 A 医師及び E 医師と「特定小学校いじめ防止対策委員会」の委員との面会に係る情報	非開示部分13

別表 4 非開示部分のうち開示すべき部分

保有個人情報	実施機関が非開示とした部分	該当箇所	非開示部分のうち開示すべき部分
個人情報 1	非開示部分 2	「3 確認・決定事項」の枠内	10行目の 2 文字目から10文字目まで
個人情報 9	非開示部分 3	「3 確認・決定事項」の枠内	5 行目の39文字目から 8 行目の24文字目まで、 8 行目の27文字目から 9 行目の文末まで、 16行目の 1 文字目から16行目の24文字目まで、 16行目の27文字目から17行目の行末まで、 20行目の11文字目から19文字目まで、 20行目の22文字目から32文字目まで、 20行目の35文字目から37文字目まで並びに20行目の40文字目及び41文字目
個人情報11	非開示部分 7	「3 確認・決定事項」の枠内	14行目の 1 文字目から15行目の文末まで
個人情報15	非開示部分11	「議事及び決定事項」 3 (1)①	3 行目の 2 文字目から文末まで

文字数は、1 行に記録された文字を、左詰めにし、数えるものとする。句読点及び記号は、それぞれ 1 文字とし、かっこ等については、くくり初め及びくくり終わりの記号をそれぞれ 1 文字と数えるものとする。

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
令和 2 年 10 月 28 日	・ 実施機関から諮問書及び弁明書の写しを受理
令和 2 年 11 月 19 日 (第263回第三部会) 令和 2 年 11 月 25 日 (第388回第二部会) 令和 2 年 11 月 30 日 (第343回第一部会)	・ 諮問の報告
令和 2 年 12 月 8 日	・ 審査請求人から意見書を受理
令和 4 年 6 月 8 日 (第418回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 6 月 24 日 (第419回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 7 月 22 日 (第420回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 8 月 24 日 (第421回第二部会)	・ 審議
令和 4 年 9 月 7 日 (第422回第二部会)	・ 審議